

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

【議案提出担当課：総務課】

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

（1）斑鳩町表彰条例の一部改正（第 1 条関係）

「禁固」を「拘禁刑」に改めます。

（2）斑鳩町職員の分限に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改めます。

（3）斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 3 条関係）

「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

（4）斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（第 4 条関係）

「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

（5）斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正（第 5 条関係）

「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

2. 施行期日等

（1）施行期日

令和 7 年 6 月 1 日から施行します。

（2）経過措置

- ・拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第 1 6 条に規定する旧拘留に処せられた者とみな

します。

- 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例第15条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなします。